福生市防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則 平成 23 年 9 月 30 日 規則第 25 号

(趣旨)

第1条 この規則は、福生市防犯カメラの設置及び運用に関する条例 (平成23年条例第19号。以下「条例」という。)の施行について、 福生市が設置する防犯カメラの設置及び運用に関する規定を除き、 必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。 (届出)

- 第3条 条例第3条の規定による届出は、防犯カメラを設置しようとする日の14日前までに、防犯カメラ設置届(別記様式第1号)に条例第4条第2号に規定する防犯カメラの設置及び運用に関する基準 (以下「設置基準」という。)を添えて行わなければならない。
- 2 条例第3条の規定により届け出た事項を変更しようとする場合は、 変更しようとする日の14日前までに、防犯カメラ届出事項変更届(別 記様式第2号)により行わなければならない。
- 3 条例第3条の規定により、防犯カメラを廃止しようとするときは、 防犯カメラ廃止届(別記様式第3号)により行わなければならない。 (設置基準)
- 第4条 設置基準に定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 防犯カメラの設置目的に関すること。
 - (2) 防犯カメラ管理責任者の設置及び防犯カメラを取り扱う者 の指定に関すること。

- (3) 映像データの保管場所、保管方法、保管期間及び廃棄方法 に関すること。
- (4) 防犯カメラ設置の表示に関すること。
- (5) 苦情の処理に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、防犯カメラの適切な管理及び 運用のために必要と認めること。

(勧告)

第5条 条例第9条第2項の規定による勧告は、勧告書(別記様式第 4号)により行うものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に 定める。

附則

この規則は、平成23年11月1日から施行する。